

【前文】

生涯にわたって健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。岩倉市は、「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像に掲げ、市民が主体となったまちづくりを進めています。平成30年には、健やかで幸せに暮らすことができる地域社会を実現するため、「健幸都市いわくら」を宣言し、健幸づくりを推進しています。

私たちのまち岩倉は、大都市近郊に位置し、交通の利便性が高く、また、五条川の桜並木に代表される身近な自然に恵まれた暮らしやすいまちです。さらに、コンパクトなまちならではの顔が見える地域交流や社会参加による人と人とのつながりやきずなが、市民主体の活動や協働によるまちづくりを推進する原動力となっています。

近年、超高齢化の進行や疾病構造の変化など、社会環境が大きく変わり、生活習慣病の発症や介護を必要とする人が増加しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化により健康に対する意識も変化している中、健康寿命を延ばし生活の質を高めることが求められています。

このような状況において、健康はもとより、文化やスポーツをはじめ生きがいをづくりにつながる地域活動を通し、人と人、人と地域とのつながりを大切にし、健康で幸せに暮らしていくための取組である健幸づくりを進めていく必要があります。

そこで、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健幸づくりを行うことに加え、個人の健幸づくりを支える環境の整備に社会全体で取り組み、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者がそれぞれの役割を果たすことにより、「健幸都市いわくら」を実現するため、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。

(解説)

第1段落・第2段落

「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像としてまちづくりを進めてきたこと、平成30年に「健幸都市いわくら」を宣言し健幸づくりを推進している本市のこれまでの取組と、地勢や活発な市民主体の活動などの特性について述べています。

「健幸都市宣言」

満開の笑顔のもと、いつまでも健やかに
自分らしく暮らし続けられる幸せなまちを目指して、
ここに「健幸都市いわくら」を宣言します。

- 1 食への感謝とバランスのとれた食生活
- 2 心豊かに楽しく続けられる運動習慣
- 3 五条川をはじめ身近な自然を楽しむ生活
- 4 人と地域とのきずなをつむぐまち
- 5 一人ひとりの個性を大切にする社会

第3段落・第4段落

衛生環境の改善や医療の進歩により平均寿命が伸び、高齢化により生活習慣病や介護を必要とする人が増加しています。また、市民を取り巻く生活環境は変化しており、生活習慣病の予防等の健康に関する取組も、多様化した市民の生活様式や、個人ごとに異なる健康に対する意識や価値観に対応したものであることが求められています。このような状況において共通する目標は、健康寿命を延ばし生活の質を高めることであり、本条例では、健康だけでなく、生きがいつくりにつながる地域活動を通し、人や地域とのつながりを大切にしながら健幸づくりを進めていく必要があることを述べています。

第5段落

市民一人ひとりの主体的な健幸づくりだけでなく、個人の健幸づくりを支える様々な環境を整備することや、健幸づくりに関わる団体等がそれぞれの役割を果たし、「健幸都市いわくら」を実現するために条例を制定することを述べています。

(目的)

第1条 この条例は、健幸づくりの基本理念を定め、並びに市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、健幸づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、「健幸都市いわくら」の実現に寄与することを目的とします。

(解説)

条例の制定目的を明記しています。

基本理念、健幸づくりに関わる様々な団体等の役割、健幸づくりを推進する施策の基本となる事項を明らかにし、「健幸都市いわくら」の実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 健幸づくり 生涯にわたり心身ともに健やかで、自分らしく生き生きと幸せに暮らすための取組をいいます。
- (2) 健康 心身ともに健やかな状態であることをいいます。
- (3) 協働 市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内で活動を行う者をいいます。

- (5) 地域団体 地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織をいいます。
- (6) 市民活動団体 特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体をいいます。
- (7) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (8) 学校等 市内の小学校、中学校、高等学校並びに幼稚園、保育所、認定こども園その他小学校就学前児童が通所する施設をいいます。
- (9) 保健医療福祉関係者 市内で保健サービス、医療サービス又は福祉サービス（以下「保健医療福祉サービス」といいます。）を提供する個人又は法人その他の団体をいいます。

(解説)

この条例で使用する用語の意義を定めたものです。

- (1) 健幸づくり 生涯にわたり心身ともに「健康」であることだけでなく、自分らしく生き生きと「幸せ」に暮らしていくための、ライフステージや、性別、障がいなどに応じて健康を保持増進する取組や、自分らしい暮らしや生きがいにつながる取組をいいます。

ライフステージとは、人生を乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、高齢期などに区切った、それぞれの段階で、進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方です。

- (2) 健康 単に病気でないことではなく、その人にとって身体的・精神的・社会的に良好な状態であることをいいます。
- (3) 協働 健幸づくりに関わる団体等が相互の立場や特性を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性を生かし能力を発揮しつつ、共に考え、行動することをいいます。
- (4) 市民 市内に住所を有する者以外に、通勤、通学する者や、市民活動を行う個人を含めています。地方自治法では、「住民」を市町村の区域内に住所を有する者として定義していますが、健幸づくりを進める上では、市に何らかの関わりのある者も広く市民としてとらえ、力を出し合うことが必要であることを踏まえたものです。
- (5) 地域団体 地域団体は、その土地の縁で結びつくものであり、地縁組織という分類をすることもあります。一例として、行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会が挙げられます。
- (6) 市民活動団体 地域団体を地縁組織とすると、市民活動団体は志縁組織という呼び方ができます。第4次総合計画では、「志縁」を共通する志や思いによって結びつくものとしています。一例として、特定非営利活動団体(NPO 法人)、任意団体(法人格を持たない NPO、ボランティア団体、文化芸術やスポーツの活動を行う団体)が挙げられます。
- (7) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人又は企業、商店、商工会等をいいます。
- (8) 学校等 市内の小学校、中学校、高等学校並びに幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設等の小学校就学前児童が定期的に通所・通園する施設をいいます。

- (9) 保健医療福祉関係者 江南保健所、保健センター等で保健サービスを提供する保健関係者と、病院、診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、薬局等で医療サービスを提供する医療関係者と、民生委員児童委員及び福祉施設や対象者の居宅で福祉サービスを提供する福祉関係者をいいます。

(基本理念)

第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 市民が、自らの健康及び生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、主体的に取り組むよう努めること。
- (2) 市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が相互に連携を図りつつ、市民の個性を尊重し、協働により推進すること。

(解説)

健幸づくりを推進するにあたり、2つの基本理念を定めています。

- (1) 市民の取組に関するものです。

健幸づくりは、市民一人ひとりが自らの健康や健康に影響を及ぼす生活習慣に対して関心を持ち、心身の状態に応じ主体的に健幸づくりを行うことを定めています。

- (2) 健幸づくりに関わる様々な団体等の協働による取組に関するものです。

市民一人ひとりの健幸づくりは、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けやすいことから、健幸づくりを支える環境づくりが求められています。健幸づくりに関心の薄い人や、病気や障がいがある人なども含め、全ての人が健康に関心を持ち、健幸づくりに取り組みやすいよう、様々な関係団体等が連携し、協働により市民の個性を尊重し、健幸づくりを推進することを定めています。

(市の役割)

第4条 市は、市民の健幸づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとします。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者との連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりを行えるよう、社会全体で支援していく環境の整備に取り組むよう努めるものとします。

(解説)

第1項

市は、健幸づくりの推進を市の施策として位置づけ、健幸づくりの主体である市民の年齢、性別、心身の状態等それぞれの状況を念頭に置いた健幸づくりを推進するものとします。健幸づくりに関する施策は保健、医療、福祉、教育等様々な分野と関連するため、事業を総合的、計画的に実施する役割を担うこととしています。

第2項

市は、健幸づくりの推進に関する施策の実施に当たっては、健幸づくりに関わる様々な団体等との連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりを行うことができるよう、施設などのハード面と、提供されるプログラムなどのソフト面の両面を整備し、多分野が連携した取組によって社会全体で健幸づくりを支援していく環境の整備に取り組むよう努めることとしています。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、健康状態やライフステージに応じて、心身の状態をより良く保てるよう、市民一人ひとりが主体的に健幸づくりに努めるものとします。

2 市民は、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域、職場及び学校等において行われる健幸づくりに資する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

(解説)

第1項

健幸づくりの主体は市民一人ひとりであることから、市民は自らの健康に積極的に関心を持ち健康状態を把握するとともに、健康状態やライフステージに応じて、心身の状態をより良く保てるよう、主体的に健康管理を行い、健幸づくりに努めるものとしています。

第2項

市民は、健幸づくりに関する正しい情報を収集してその理解に努め、市が実施する心身の健康の保持増進や生きがいにつながる施策及び地域、職場、学校等で行われる健幸づくりにつながる活動に積極的に参加するよう努めるものとしています。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域のつながりを生かし、その活動に当たっては、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。

2 地域団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び市民活動団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(解説)

第1項

地域団体は、その活動により、地域住民相互のつながりを生かし、市民の健幸づくりを促すものとなるよう努めることとしています。

健幸づくりを促す活動とは、地域におけるサロン活動など、地域での交流の場を提供することや地域の情報を提供することなどをいいます。

第2項

市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健幸づくりに資する活動に、地域団体が協働により取り組むことに努めることとしています。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、自らが持つ知識及び専門性を生かし、その活動に当たっては、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。

2 市民活動団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(解説)

第1項

市民活動団体は、その活動により、自らの持つ知識及び専門性を生かし、市民の健幸づくりを促すものとなるよう努めることとしています。

健幸づくりを促す活動とは、社会参加につながる活動の情報を発信すること、活動の場を提供すること、知識や技術を提供することなどをいいます。

第2項

市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健幸づくりに資する活動に、市民活動団体が協働により取り組むことに努めることとしています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、従業員の健幸づくりを促す活動に取り組むとともに、従業員が健幸づくりを行うことができる職場の環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(解説)

第1項

事業者は、従業員の健幸づくりを促す活動に取り組むとともに、従業員の健幸づくりに配慮した職場環境を整えるよう努めることとしています。

健幸づくりを促す活動とは、健康診断や検診等を受診しやすい機会の確保、メンタルヘルス対策、受動喫煙対策などのことをいいます。

第2項

市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健幸づくりに資する活動に、事業者が協働により取り組むことに努めることとしています。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」といいます。)に対し、健幸づくりを促す教育等に取り組むよう努めるとともに、児童等が健幸づくりを行いやすい環境の整備に努めるものとします。

2 学校等は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(解説)

第1項

学校等は、子どもたちの基本的な生活習慣や豊かなこころを育み、健幸づくりを促す健康教育(教育、保育、療育や保健活動)等に取り組むとともに、児童等が学校等においても健幸づくりを行いやすいよう、ソフト・ハードの両面の環境の整備に取り組むよう努めることとしています。

健幸づくりを促す健康教育等とは、例えば、心身の健康の保持増進、食育や体力の向上に関すること、ハード面とは、運動できる場所等に関すること、ソフト面とは、教育、保育等における教材や人材等に関することをいいます。

第2項

市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健幸づくりに資する活動に、学校等が協働により取り組むことに努めることとしています。

(保健医療福祉関係者の役割)

第10条 保健医療福祉関係者は、自らの活動を通じて市民に保健、医療又は福祉に関する正しい情報を提供し、市民がそれぞれの個人の状態に応じた適切な保健医療福祉サービスの提供を受けられるよう努めるものとします。

2 保健医療福祉関係者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、事業者又は学校等が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(解説)

第1項

保健医療福祉関係者は、それぞれの専門性にに基づき、保健、医療又は福祉に関する正しい情報を市民に提供した上で、保健指導、健康診査、検診、医療、介護その他の保健医療福祉サービスを、市民がそれぞれの個人の状態に応じて適

切に受けられるよう努めることとしています。

適切な保健医療福祉サービスの提供とは、保健医療福祉関係者がそれぞれの役割を踏まえつつ、必要に応じて、総合的・効果的にサービスを提供するためお互いに連携し協力して行うことをいいます。例えば、健康診査の結果が要指導レベルの場合は、保健センターで生活習慣改善のための保健指導を行います。しかし、要治療レベルに移行した場合には、医療機関への受診を促します。このように、保健医療福祉関係者が連携し、個人の状態に応じたサービスを提供することをいいます。

第2項

市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健幸づくりに資する活動に、保健医療福祉関係者が協働により取り組むことに努めることとしています。

(からだの健康を通じて健幸づくりを推進する施策)

第11条 市は、からだの健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 生活習慣病予防等のための知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 健康診査、がん検診等、予防接種及び保健指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、からだの健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(解説)

健康寿命を延ばすためには、子どものころから正しい生活習慣を身につけ、ライフステージに応じた健康の保持増進に取り組むことが重要です。生活習慣病を予防することが、生涯にわたり健康的な社会生活を営むための機能を維持することにつながります。

そのため、市は、からだの健康を通じて健幸づくりを推進するための施策を実施します。

- (1) 市民が行う健幸づくりが適切かつ有効なものとなるよう、必要な知識や情報の提供を行うことをいい、生活習慣病予防や感染症予防のための知識として、具体的には以下のものがあげられます。
 - ・生活習慣と病気との関係に関する知識
 - ・各ライフステージに適した望ましい生活習慣に関する知識
 - ・喫煙・飲酒による健康被害に関する知識
 - ・健康診査、がん検診等の有用性に関する知識
 - ・感染症予防や予防接種の情報に関する知識
 - ・医薬品の適正使用に関する知識
- (2) 生活習慣病の予防、早期発見のために健康診査等の受診の機会を提供すること、感染症予防のための予防接種を実施すること及び受診結果に応じて保健指導を行うことをいい、具体的には以下のものがあげられます。
 - ・特定健康診査、健康診査、がん検診等の実施及び受診しやすい体制の整備

- ・予防接種の実施及び接種しやすい体制の整備
 - ・健康相談、特定保健指導等の保健指導の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受動喫煙防止に関することや妊娠・出産に向けた支援などをいいます。

(歯と口腔^{くわう}の健康を通じて健幸づくりを推進する施策)

第12条 市は、歯と口腔^{くわう}の健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) う蝕^{しよく}(むし歯)及び歯周病の予防、口腔機能の維持及び向上その他の歯科口腔保健に係る知識の普及及び啓発に関する事。
- (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導に関する事。
- (3) 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病予防等に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(解説)

歯と口腔の健康は、「噛むこと」「食えること」だけでなく、全身の健康保持にも大きく関係します。また、「食事を楽しむ」「会話を楽しむ」などの生活の質の向上のためにも、歯と口腔の健康の増進に取り組むことが重要です。

そのため、市は、う蝕(むし歯)予防、歯周病予防等、歯と口腔の健康を通じて健幸づくりを推進するための施策を実施します。

- (1) 歯科疾患の予防、健全な歯と口腔の育成、生活の質を支える口腔機能の維持・向上のために必要な知識や情報の提供を行うことをいい、歯科口腔保健に係る知識として、具体的には以下のものがあげられます。
 - ・う蝕(むし歯)及び歯周病の予防及び健康な口腔状態の保持に関する知識
 - ・乳幼児期における口腔機能(噛む、食える、飲み込む、唾液の分泌、舌の動き等)の獲得と、高齢期における口腔機能の維持及び向上に関する知識
 - ・8020運動(80歳で自分の歯を20本以上保つ運動)に関する知識
- (2) 定期的に歯科健康診査を受け、必要に応じて歯口清掃や歯科保健指導及び歯科治療につなげることをいい、具体的には以下のものがあげられます。
 - ・歯科健康診査の実施及び受診しやすい体制の整備
 - ・有効な歯口清掃及び口腔機能の維持及び向上のための歯科保健指導の実施
 - ・フッ化物配合歯磨き剤の使用やフッ化物歯面塗布等のフッ化物応用の実施
- (3) 歯周病と生活習慣病や誤えん性肺炎等の全身の病気は関連があることが明らかになってきていることから、単に歯周病の改善だけではなく、からだの健康維持の視点からも生活習慣病予防に取り組むことをいい、具体的には、歯周病と喫煙や糖尿病等の全身疾患との関連についての周知啓発などがあげられます。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、在宅歯科診療支援などをいいます。

(食を通じて健幸づくりを推進する施策)

第13条 市は、食を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 生活習慣病予防のための食に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 食生活改善及び食育の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(解説)

食事は生きるために欠かせないものであり、バランスのとれた食事は、健やかな成長や健康の土台となり、生活習慣病の予防につながります。また、食の楽しさは、こころの安定にもつながります。

子どもの頃から食への関心を持ち、バランスのとれた適正な量の食事をゆっくりと良く噛んで食べることなど、望ましい食習慣を身につけるとともに、正しい知識を持ち、個人の状態に合わせた食生活を送ることが重要です。

そのため、市は、栄養バランスの改善等、食を通じて健幸づくりを推進するための施策を実施します。

- (1) 市民の主体的な取組が適切かつ有効なものとなるよう、必要な知識や情報の提供を行うことをいい、生活習慣病予防のための食に関する知識として、具体的には以下のものがあげられます。
 - ・将来に向けた望ましい食習慣の形成に関する知識
 - ・食生活と生活習慣病等との関連性に関する知識
 - ・栄養表示等の食品の表示に関する知識
- (2) 健全な食生活の実践を促す食生活改善のための取組及び市民一人ひとりが食について考え、豊かな食文化を伝承していけるよう、家庭を中心に健幸づくりに関わる様々な団体等の協働により食育を推進するための取組をいい、具体的には以下のものがあげられます。
 - ・食生活改善のための栄養指導の実施
 - ・学校等におけるライフステージに応じた食育の実施
 - ・地産地消の推進
 - ・地域団体及び市民活動団体等の食に関する活動へ栄養士等の派遣
 - ・食生活改善を推進するための人材(食の健康づくり推進員)の育成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食を通じた健幸づくりを効果的に推進するための取組に関するなどをいいます。

(運動を通じて健幸づくりを推進する施策)

第14条 市は、運動を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 生活習慣病予防のための運動に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 運動を継続して行うことができる環境の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運動を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(解説)

日常生活でからだを動かすことや、生涯を通じて運動を楽しむことは、生活習慣病の予防や改善、介護予防につながります。自らが積極的にからだを動かそうとする意欲の向上と、運動習慣の形成が重要です。

そのため、市は、運動を通じて健幸づくりを推進するための施策を実施します。

(1) 市民の主体的な取組が適切かつ有効なものとなるよう、必要な知識や情報の提供を行うことをいい、生活習慣病予防のための運動に関する知識として、具体的には以下のものがあげられます。

- ・身体状態を考慮した運動習慣に関する知識
- ・運動の効果に関する知識
- ・安全で効果的な運動に関する知識

(2) 健幸づくりのために積極的に生活の中でからだを動かすことや、運動の実践を推進するとともに、運動を継続できるよう、施設などのハード面とソフト面の両面から環境を整備することをいいます。

ソフト面とは知識の普及や運動習慣の定着を推進する体制を整備することをいい、具体的には以下のものがあげられます。

- ・運動に関する情報提供の体制
- ・運動に関する活動に参加する機会の提供
- ・運動に関する活動を行う団体等の育成・支援
- ・運動指導者の育成
- ・既存施設の有効活用

(3) 前2号に掲げるもののほか、運動機能の維持及び向上に関することなどを行います。

(こころの健康を通じて健幸づくりを推進する施策)

第15条 市は、こころの健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) こころの健康の保持増進に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) こころの健康に関する相談及び支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こころの健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(解説)

こころの健康は、生き生きと自分らしく生きるための重要な条件であり、生活の質に大きく影響します。

適度な運動、バランスのとれた食事、休養と十分な睡眠、ストレスと上手につきあうなどこころの健康を保つとともに、自ら自覚しにくいこころの不調を周囲の人が早めに気づき、互いにサポートし合える関係をつくることなどが重要です。

そのため、市は、こころの健康を通じて健幸づくりを推進するための施策を実施します。

- (1) こころの健康及びこころの病気について、正しい知識と情報を提供することをいい、こころの健康の保持増進に関する知識として、具体的には以下のものがあげられます。
 - ・質の高い睡眠に関する知識
 - ・心身の疲労回復を中心とした休養と、趣味や運動、ボランティア活動などで英気を養う休養に関する知識
 - ・ストレス対処法に関する知識
 - ・こころの病気に関する知識
- (2) うつ病等のこころの病気やひきこもり、虐待、認知症等の相談・支援を行うとともに、日常生活の中で引き起こされる人間関係や子育て、介護の悩みに対する相談・支援や、様々な関係団体等が連携し、周囲の人がこころの状態を気にかかけ見守ることができるような地域社会の構築に取り組むことをいい、具体的には以下のものがあげられます。
 - ・相談窓口及び医療機関の情報提供
 - ・相談・支援の実施
 - ・居場所づくりの推進
 - ・健幸づくりに関わる様々な団体等の活動の支援
 - ・人材の育成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健幸づくりにつながる文化活動等の普及・振興や関係機関との連携協力などをいいます。

(健幸づくりを社会全体で推進する施策)

第16条 市は、健幸づくりを社会全体で推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 協働による健幸づくりの推進に関すること。
- (2) 人ととのきずなを感じる居場所づくり及び生きがいにつながる地域活動の推進に関すること。
- (3) 市民の多様な個性を尊重し、誰もが社会参加できる環境の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健幸づくりを社会全体で推進するために必要な施策

(解説)

健幸づくりは、個人の取組に委ねられる部分が多いものの、それぞれの置かれた社会環境等によって、健幸づくりへの関心やその取組に差が生じることから、誰もが健幸づくりに関心を持ち、健幸づくりを行いやすいよう社会全体で支え合う環境を整備することが重要です。

そのため、市は、健幸づくりを社会全体で推進するための施策を実施します。

- (1) 健幸づくりに関わる様々な団体等が、それぞれの持つ特性や強みを生かした活動を進めていくために、各々の連携を図るとともに、互いの活動への支援を行い、協働による健幸づくりを推進することをいいます。
- (2) 人と人との交流、人と地域のつながりや社会参加を通じて得られるこころの豊かさや生きがいは、健幸づくりの推進に欠かせない要素の一つです。そのた

- め、交流の場づくりや地域活動を推進することをいいます。
- (3) 年齢、性別、国籍や心身の状態等、多様な個性が尊重され、誰もが地域活動、ボランティア活動、社会教育活動等に参加しやすい環境を整備することをいいます。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広報活動の充実や情報発信の支援に関することなどをいいます。

(岩倉市健幸づくり推進委員会への意見聴取)

第17条 市は、この条例に基づく健幸づくりを推進する施策を行うときは、必要に応じ岩倉市健幸づくり推進委員会条例(平成31年岩倉市条例第1号)に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聴くことができるものとします。

(解説)

健幸づくりを推進する施策を行うにあたっては、必要に応じ岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聴くことができることを規定しています。

岩倉市健幸づくり推進委員会条例において、本委員会は、健康増進計画の策定及び推進や、健幸都市いわくらの実現に関する事項を所掌することが示されています。

(雑則)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(解説)

この条例に規定する事項の他に、条例の施行に関し必要な事項がある場合は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(解説)

この条例が施行される日を規定しています。